



名戸長甲一の宅に會し爐
 々の雑話に時を移しけり
 去年隣村の八兵衛に酒三
 しか最早一年になれども
 れて未た一文も入金せず
 追く押し結つて來た上に此頃の不景氣と
 來てそとふもこふも仕方のない次第さ」と

話し出せば戸、長「乙兵衛さんが酒を賣つたのは去年のいつ頃か」としらないが商人より商人外の者へ賣掛けた代金と一年の間構はず置けば法律上無効となる譯だから早く裁判所へ訴へなければいけませんまい乙「はい」左様な御規則が御座りますか私は一向そんなことを存しませなんだして訴へるにほどこの裁判所へ出ましたら宜しう御座いませう、戸全体出訴期限を止

むるには本裁判に出なければならぬ譯なれども凡ての訴訟は本裁判に出る前に成るべく勸解を経ねばならぬと云ふ定りきまりなれを先づ治安裁判所へ勸解を願ふが相當の順序さ、左右して被告を裁判所へ呼び出ま裁判官の御説諭があつた上被告に於て飽く迄此方の請求を聞かぬときハ勸解が不調となるに付き夫より本裁判所へ訴ふる次第だからた勸解中に切れた出訴期

限り不調の日よき勘定して三十日以内に
本裁判へ出れり採用に相成る譯さ、乙「戸長
様の今のお断の中に本裁判と云ふことか
御座いましたが一俵本裁判とハどここの裁
判所のことを云ふので御座りますか、戸勸
解と云ふのハ唯た原被双方を説諭する場
所だからお係りに於て訴訟と裁判する權
なし故に勸解を取り除けを皆な本裁判さ、
其の本裁判の内にも色々の極りがあつて

金高百圓以下の治安裁判所の管轄百圓以
上の始審裁判所の管轄だから訴訟をする
なら能く書物で調へるか又ハ代言人に聞
いて成さらないと飛んだ間違が出来ます
ぞ時に丙助進み出て、曰く「私の一人の娘
かありまして去年の春東京へ嫁に遣りま
した先方の亭主と云ふやつが大山師で
詐偽取財とやら云ふ罪を犯して三年の重
禁錮に處せられましたから娘の不外聞ハ

勿論舅の私まで肩身が狭い様に思はれま
すが何んど娘めを取戻すことゝ成ります
まいか、戸「それハ事と品に因つてハ成るま
いものでもないのさ、丙「私ハ老人殊に訴訟
事には不慣で御座りますすが誰ぞ代人を頼
んで遣る譯にも参りますまいかそれとも
左程面倒でなければ東京見物かたく自身
で行つて見よふとも思ひますが夫等の手
續は餘程六づかし御座いますか」戸「代

人を頼むには代人規則に従ひ部理代人の
委任状を渡せばそれにて宜しけれど自分
でやつた所が左程面倒と云ふ譯でもない
先つ其手續のあらましを述べんにこれも
亦た先刻話した通り勸解を経て始審裁判
所へ訴へるのさ、訴状は訴答文例に従ひ正
副二通を作り、用紙は訴訟用野紙規則に従
ひ人事だから青色の野紙(壹錢六厘)を用ひ、
備訴状を法廷へ捧げると裁判所より被告

人へ其内の一通を下げ渡し日と期して答
辨書を指出さしめ其答辨書を原告の方へ
下附さるゝと同時に對審の日を定めて達
せらるゝこと故茲にて始めて原被對審とな
るなり、對審となつた上は固より臨機應變
の辨論を要することなれハ夫れ等の邊に
唯丙助さんの氣轉口辨の良否に係る譯
だから能く注意して成さいますし、丙「成る程
夫で大略分りましたが訴訟事と云ふものは

仲く面倒なもので御座いますねハ、丁六「此
頃の法律學が大層流行り色くな六ヶ敷い
書物が出來ますが我々無學者が一寸一目
して訴訟の手續を知ることの出来る様な
簡便な書物ハ御座りますまいか、戸「あると
もく東京神田小川町の秩山堂で此程賣出
した訴訟獨案内と云ふ書物は誰れにも分
りよい至極簡便な書物との評判だからそれ
を買つてもらんじませ乙丙丁「左様に致しませ

うと相話スルハ是レ僻輒村民が長夜の雑談ニ時ヲ移シテ遇マ訴訟ノトニ及ヒシ有様ヲ想像シテ記シタルモノナリ蓋シ訴訟ノトタル一個専門ノ業ナリ終生職業ニ汲々タル者ニシテ豈ニ能ク之ニ通曉スルヲ得ンヤ況シテ僻輒未開師ナク書ナキノ土地ニ於テハ訴訟ニ精シカラサルカ爲メニ尋常一樣平易ノ事件ヲモ擧ケテ之ヲ所謂ル三百代言ニ托シ却テ自己ノ不利ヲ招ク

者往々之レアリ斯ノ如キ人ニシテ若シ訴訟ノ大体ニ通シ且ツ他ノ法律ノ要旨ヲ曉ラハ尋通平易ノ事ハ自ラ進テ之ニ當リ復タ詐僞師ヲシテ浮利ヲ網セカラシムルヲ得ヘシ此ノ書簡單ニシテ詳細ヲ極メサルノ憾ナキニアラサレモ因テ以テ訴訟ノ概略ヲ知ルヲ得ハ其益豈ニ鮮少ナナンヤ

目錄

緒言

第一編 各裁判所ノ種類及權限

第一節 治安裁判所及始審裁判所權限

第二節 控訴裁判所權限

第三節 大審院權限

第二編 訴訟ノ手續

第一節 勸解手續

第二節 始審手續

第三節 控訴上告手續

第四節 出訴期限

第五節 負債者失踪後ノ訴訟

第六節 裁判執行

第七節 身代限

第三編 訴狀ノ法式

第四編 訴訟ニ關スル入費

第一節 訴訟用罫紙規則

第二節 訴訟入費償却規則

第五編 代理

第六編 告訴告發及私訴ニ關スル規則

第一節 告訴及告發

第二節 私訴

目錄畢

例言

一本書中ニ載スル所ノ諸手續等ハ因リ全國ニ通スル者ヲ擇ヒタレニ勸解始審ノ一ニ至テハ各地其規ヲ異ニシ一定ノ則ヲ示ス能ハズ故ニ專ラ東京各裁判所ノ規則ニ從フト雖ニ其大体ニ至テハ全國異ナル所ナシ

一法律ノ廢止刪除ニ歸シタル所ハ敢テ其舊文ヲ掲ケズシテ、、、、、点ヲ施シ

或ハ其旨ヲ附記シタリ之レ其繁ヲ避ケ
ソガ爲メナリ又タ其改正サレシ所ハ其
改正文ノミヲ搜入セリ

一本書ノ主旨ハ訴訟手續ヲ簡明ニ解説ス
ルニアルカ故ニ其必要ナラサル條項ハ
之ヲ略シテ載セス又書中(追加)ト記シタ
ル所ハ編者ノ意見ヲ以テ法律ノ大要ヲ
略記シタルモノトス其(注意)ト記スル所
ニ於テハ或ハ法律ノ大要ヲ掲グルアリ

或ハ編者ノ注意ヲ述フルアリ讀者其心
シテ讀ミ玉ヘ

明治十六年五月

編者識

第一編 各裁判所ノ種類權限

各裁判所ノ種類ハ左ノ如シ

治安裁判所

始審裁判所

控訴裁判所

大審院

今其種類ニ從ヒ各々其權限及訴訟ノ手續ニ差異アル所ヲ詳述スヘシ

第一節 治安裁判所及ヒ始審裁判

所權限

第一條 治安裁判所ハ訴訟事件ヲ勸解ス

但諸官廳ニ對スル事件及ヒ商事ニ係リ

急速ヲ要スル事件ハ勸解スルノ限リニ

アラズ

第二條 治安裁判所ハ請求ノ金額及ヒ價

格百圓未滿ノ訴訟ニ付キ始審ノ裁判ヲ

爲ス

第三條 治安裁判所ハ人事其他金額ニ見

三

積ルヘカラサルモノヲ裁判スルヲ得
ス

第四條 始審裁判所ハ請求ノ金額及ヒ價
格百圓以上并ニ第三條ニ掲ケタル治安
裁判所權外ノ訴訟ニ付キ始審ノ裁判ヲ
爲ス

第五條 始審裁判所ハ其管轄地内ノ治安
裁判所ノ始審裁判ニ對スル控訴ニ付キ
終審ノ裁判ヲ爲ス

但シ控訴手續ハ第二編ニ示ス所ト同シ

(追加) 始審裁判所ハ人民ヨリ郡區長ニ

對スル訴訟ニ付始審ノ裁判ヲ爲ス

第二節 控訴裁判所權限

控訴裁判所ノ權限ハ許多ノ變革ヲ經

今日ニ至テハ左ノニ權限ニ過キス

四

第一 控訴裁判所ハ管轄内始審裁判所ノ
始審裁判ニ服セズシテ控訴スル者ヲ覆
審ス

五

第二 人民ヨリ院省府縣ニ對スル訴訟ヲ
裁判ス

但シ院省府縣ニ對スル訴訟ハ司法卿ニ
奏請ノ上之ヲ受理ス

第三節 大審院權限

第一條 大審院ハ民事刑事ノ上告ヲ受ケ
上等裁判所〔編者云即控〕以下ノ審判ノ不
法ナル者ヲ破毀シテ法憲ノ統一ヲ主持
スル所トス

第二條 審判ノ不法ナル者ヲ破毀スルノ
後他ノ裁判所ニ移シテ之ヲ判決セシム
又便宜ニ依リ大審院自ラ之ヲ判決スル
事ヲ得

第三條 己ニ他ノ裁判所ニ移シテ之ヲ判
決セシムルノ後其裁判所又大審院ノ旨
ニ循ハカル時ハ大審院更ニ自ラ之レヲ
判決ス

六

第四條 陸海軍裁判所ノ裁判權限ヲ越ユ

ル者ハ其裁判ヲ破毀シテ之ヲ當然ノ裁判所ニ付ス

第五條 (略之)

第六條 内外交渉民刑事件ノ重大ナル者

ヲ審判ス

第七條 (略之)

(追加) 人民ヨリ院省府縣ニ對スル訴訟ノ

上告ハ司法卿へ奏請ノ上告ヲ受理ス

第二篇 訴訟ノ手續

訴訟ヲ起ス者ハ之ヲ原告ト云ヒ訴訟ヲ受
シル者ハ之ヲ被告ト云フ是レ通例ノ稱呼
ナリ控訴裁判所ニ於テハ時トシテハ控訴
原告ヲ呼テ控訴者ト云ヒ控訴被告ヲ呼テ
被控訴者ト云ヘ其事實ハ同一ニシテ異ア
ルニアラズ大審院ニ於テハ常ニ上告スル
者ヲ上告人ト云ヒ上告ヲ受クル者ヲ被上
告人ト云フ蓋シ如此裁判所ニ因テ其名ヲ
異ニスル所以ハ一見シテ分明ナラシムル

九
ニ於テ原告ニ質問セシトスルコトアルキハ
裁判官ニ請求シ其許可ヲ得テ之ヲ爲スベ
シ被告ニ於テ別段原告ニ質問スベキコト
シ又ハ既ニ其ノ質問ヲ終リタルキハ其ノ
証憑ヲ供出シテ答辨ノ旨趣ヲ陳述スベシ
原告ニ於テ各其訴答ノ旨趣ヲ陳述シ終
レバ原被告ノ問答并ニ證據人アレハ其訊問
ヲ爲スベシ
證據ハ最初訴狀若クハ答狀ト共ニ提供セ

十
ヲ主トスルニ出テタルモノナルヘシ
原告ハ起訴ノ手續ヲナシ被告ハ之ニ答書
ヲ附シタルキハ裁判所ハ日時ヲ指定シテ
原被告ノ對審ヲ開カル其對審ノ模様ハ何
レノ裁判所ニ於ケルモ同一ナリ乞フ左ニ
之レカ模様ヲ述ベシ
原被告對審ノ時ハ原告先ツ其証憑ヲ提供シ
テ起訴ノ趣旨ヲ説明シ併テ其要求スル處
ヲ陳述スベシ原告ノ陳述終リタル後被告

ザルモ審理中何時ニテモ之ヲ供出スルヲ
 得ヘシ若シ証據人或ハ引合人ヲ要スルハ
 ハ裁判官ニ請求シテ之ヲ法庭ニ連レ出シ
 立証セシムルヲ得裁判官ノ訊問ヲ受シル
 片ハ原被告ハ勿論証據人トイヘ其訊問
 ニ對シ返答ヲナサズ、ル可カラズ然レモ本
 訴ニ關係ナキ事項ノ訊問ニ對シテハ或ハ
 其返答ナサルヲ得ベシ
 証據人ノ陳述ハ凡テ之ヲ其口供ニ登記セ

シム然レモ原被告ノ陳述ハ必スシモ然ル
 ニアラズ故ニ若シ相手方ノ陳述ヲ證憑若
 シハ論点トナサントスルハ裁判官ニ請
 求シテ之ヲ相手方ノ口供中ニ記載セシム
 ヘシ自己ノ申立ニ於ケルモ亦タ同シ
 事實ノ訊問証據ノ檢閲全ク終レハ原被告
 ノ論辨ヲナスベシ其論辨ハ口頭ヲ以テナ
 スモ書面ヲ以テナスモ原被告ノ隨意タル
 ベシトイヘ其裁判官ニ於テ其一ヲ擇ムハ

ハ之ニ從ハルベカラス
三十一 原被告各其論辨ヲ終レバ其旨ヲ裁判所ニ
上申スベシ原被告ノ論辨ハ全ク終ルト雖
モ尙ホ裁判官ハ原被告ヲ召喚シテ訊問ヲ
ナス可アルベシ裁判官ニ於テ訊問ヲナス
ベキトモナク原被告ニ於テ申立ツベキト
モナキニ至ルキハ之ヲ結審ト名ツケ結審
アリタルキハ特別ノ理由アルニアラサレ
バ証憑ヲ提供シ辨論ヲナス可キヲ許サハル

三十二 通例トス

訴訟結審ニ至ルキハ裁判ノ言渡ヲナス
裁判ニハ始審裁判アリ又終審裁判アリ其
控訴スルヲ得ル裁判ヲ始審裁判ト云ヒ其
控訴スルヲ得ザル裁判ヲ終審裁判ト云フ
又始審裁判ノ出訴期限内ニ控訴セザリシ
者並ニ終審裁判ハ之ヲ確定裁判ト云フ
又裁判ニ本案ノ裁判アリ豫審裁判アリ原
告ノ訴求スル主タル事件ニ對シ其ノ曲直

三十三

ヲ判定スルヲ本案ノ裁判ト云ヒ裁判所ノ
 權限裁判官ノ身上原告若クハ被告ノ資格
 起訴ノ手續訴答狀ノ文例若クハ法式等ニ
 關スル事ノ如キ原告ノ請求スル本案ニ關
 セサル事柄ナレト先ツ之ヲ判定セサレハ
 其本案ノ裁判ヲ爲ス能ハサルヲ以テ本案
 ニ先立テ其是非曲直ヲ判定スルヲ豫審裁
 判ト云フナリ
 民事ノ裁判ハ成交ノ法律ナキモノハ習慣

ニ依リ習慣ナキモノハ條理ヲ推考シテ之
 ヲ爲ス又裁判官ノ裁判シタル言渡及ヒ頒
 布セル布告達ヲ除ク外諸官省隨時事
 ニ就テノ指令ハ將來裁判所ノ準據スヘキ
 一般ノ定規トスルヲ得ス
 以上述ヘタル所ハ何レノ裁判所ニモ通シ
 用フベキ者ナリ尙ホ左ニ裁判所取締規則
 夫掲載シテ原被告對審ノ節ノ用ニ供セ

裁判所取締規則

七十

第一條 訟庭ハ訴訟口語必ク出席ノ訴訟

人ヲ順序ニ呼込ニ裁判官ノ命ニ從ヒ失
敬又ハ紛聞ノ事アラサル様其取締ヲ爲
スヘキ事

第二條 原被告人ヲ始メ代言人等總テ訟
庭ニ出ル者ハ呼込ノ次第ニ從ヒ沈黙整
列シ裁判官出席スレハ各々起テ禮ヲ爲
スヘシ

第三條 原被告共其事情ヲ餘蘊ナク幾回
モ詳細ニ陳述スヘシトイヘモ互ニ先ツ
發言スル者ノ言終リタル後ニ非サレハ
更ニ其言ヲ發スヘカラス

第四條 凡ソ進退動作ハ輕躁ニ涉ラス言
語ハ憤怒高激ニ涉ラス諄々トシテ其事
情ヲ陳述シ且裁判官ニ對シテ尊敬ヲ致
スニ注意スベシ

六十

第五條 前條ニ記載シタル事ヲ守ラス裁

裁判官ニ對シテ尊敬ヲ欠ク者アルモハ裁判官直ニ譴責ヲ加フベシ

第六條 譴責ヲ加フヘキ者アルモハ其裁判ヲ中止シ犯則ニ關係ナキ者ハ一旦抑所ニ退カシメ然ル後犯則ノ者ヲ譴責スベシ

第七條 裁判官ヲ罵ル者アルモハ前條ノ如ク其裁判ヲ中止シ之ヲ斷獄課ニ付シ本律ヲ科ス可キ事

第八條 裁出ノ時公聽ヲ許サレタル者ハ

人々皆沈黙敬聽スベシ

但才判官審問ノ際公聽ノ者若シ紛聞ニシテ審問ノ妨礙アリト思量スル時ハ便宜ヲ以テ訴訟口語ニ命シ公聽ノ者ヲ退カシムヘシ

第一節 勸解手續

十二 夫レ勸解ハ權利者義務者ノ願意ニ隨ヒ其證據物ノ有無ニ拘ハラヌ双方ノ私情ヲ酌

料シ説諭ヲ加ヘ和解ニ至ラシムルヲ主ト
 一十二
 スル者ナルガ故ニ其出願ノ手續ニ至リテ
 モ亦簡便ヲ主トシ仮令無筆文盲ノ者タリ
 其情實ヲ陳述スルニ於テ差問ナキ様ニ
 ナスヲ要ス故ニ其訴狀モ只半紙ヲ二ツ折
 ニシテ其前半面ニ出願ノ要願ヲ掲クルヲ
 以テ足レリトス今其例ヲ示サシニ貸金催
 促ノ如キニ於テ通常左ノ雛形ノ如ク認ム
 ルモノナリ

元金何圓

何(府縣)何(郡區)何(町村)何番地

年月日貸付

(華七族平民)

年月日期限

原告

姓名 印

利息何圓

若代人ナレバ右ノ次ニ代人ノ住

合金何圓 請求高

所身分ヲ書シ署名捺印スベシ但

貸金催促之勸解願

本人ハ捺印スルニ及バズ

何(府縣)何(郡區)何(町村)何番地

(華七族平民)

被告 姓名

何年何月何日

凡ソ勸解ヲ出願スルニ付テハ右ノ如ク其

要領ヲ擧グルコトヲ要スレモシ簡略ニ記
 載シ難キ訴訟例ハ地所境界論ノ如キニ
 於テハ目安ト原告人ノ氏名ヲ書スルヲ
 以テ足レリトス
 勸解出願スルニ付テハ訴狀ハ通例一般ニ
 要スル者ナレモシ無筆文盲等ニテ認メ
 難キ時ハ治安裁判所ニ出頭シ其情實ヲ陳
 述スルコトヲ得ベシ
 勸解ヲ仰クニハ代人ヲ差出スコトヲ得ベシ

トイハレハ勸解ハ其爭論ノ始末ヲ本人ヨリ
 直ニ聞取ルニアラザレバ事情ヲ盡シ難ク
 隨テ説諭ノ上和解ニ至ルベキ事柄モ却テ
 整ハサル様ノコトアルガ故ニ可成丈本人自
 ラ出頭セザルベカラズ但シ本人疾病等不
 得己事故アルキハ親族ノ内ヲ以テ代人ト
 シテ出頭セシムルコトヲ得ベシ斯ル時ニハ
 本人ヨリ代人願ト委任狀トテ代人ニ渡サ
 ンルベカラズ又勸解ニハ代官人ヲ用ユル

トテ得ズ代人トシテ差出ス事ヲ得ベキノ
ミナリ

代人願ノ書式

代人願

何(府縣)何(郡區)何(町村)何(番地)

身分(華士族或ハ平民)

姓名(委任ヲ受クル人ノ姓名ヲ書ス)

右ハ今般自分ヨリ何(府縣)何(郡區)何(町村)何(番地)
(華士族或ハ平民)何之誰へ相係ル(本文ハ原告タル
件ノ代人願ナルニ付被告タルキニハ「何府縣何郡區
何町村何番地華士族或ハ平民何某ヨリ自分へ相掛ル」

ト書スベシ)何々(訴名ヲ書クベシ)貸金催促ナレバ「貸金
催促」ト書ス)之御勸解出願仕候ニ付テハ自分出頭可仕
之所病氣ニ付キ出頭難仕候ニ付前書親戚何某ヲ代人ニ
相頼度(若シ親族中代人ナキ時ハ「出頭難仕」ノ下ニ且親
戚中相當ノ代人モ無之ニ付前書何某ヲ代人ニ相頼度」
ト書スベシ)然ル上ハ右同人ヨリ申上候事柄並ニ御請仕
事事柄共後日ニ至リ自分ヨリ異議申上間敷候間何卒代
人之儀御許容相成度別紙診斷書相添此段奉願上候也

何府縣何郡區何町村何番地

身分

年月日

何之誰印(本人ノ名ヲ書スベシ)

某治安裁判所長

判事補何某殿

七十二

右ノ代人願ニハ東京府下ニ於テハ區長或ハ區長ノ奥印ナクモ可ナレモ他ノ府縣ニ於テハ之ヲ要スル者ナキニアラズ注意スベシ又委任狀書式ハ左ノ如シ(第五編代理ノ部ヲ見合スベシ)

委任狀

拙者儀病氣ニ付何某ヲ以テ部理代人ト相定メ拙者ノ名義ニテ左ノ權限ノ事ヲ代理爲致候事
一何々ノ事(委任スベキ權限ヲ分頂記載スベシ例ハハ

貸金催促ノ原告タルハ「拙者ヨリ住所身分氏名ハ相係ル貸金催促勸解願ニ付キ某裁判所ニ於テ辨論一切ノ事」ト書スベシ若シ被告タルハ住所身分氏名ヨリ相係ル貸金催促勸解願ニ付キ某裁判所ニ於テ答辦一切ノ事」ト書スベシ
右代理委任狀仍而如件

住所身分

年月日

姓名 印

本人ヨリ委任ヲ受ケタル代人ニ於テハ代人願診斷書並ニ委任狀寫ヲ訴狀ニ添ヘテ之ヲ裁判所ニ呈スベシ

八十二

九十二
裁判所ニ於テ訴狀ヲ受理セラレタルキハ
被告人ヘノ呼出狀ヲ下ケ渡サ、ルガ故ニ
原告ハ被告ニ之ヲ送達スベシ而シテ右呼
出狀ニハ番号記載アレハ宜シク之ヲ留メ
置クベシ掛官ハ出訴ノ當日ヨリ定マルア
リ或ハ其翌日定マルモアリテ各裁判所ニ
依リテ其成規異ナレハ出頭スル者ハ其心
得ニテ少シク注意スレバ直ニ之ヲ知ル事
ヲ得ベシ

十三
凡ソ何レノ時ヲ問ハズ裁判所ニ出ツルニ
ハ必ズ名刺ヲ持參スベシ而シテ名刺ノ數
ニ至リテハ東京府下僅々ノ裁判所スラ尙
ホ異同アルヲ免レザレバ況シテ全國無數
ノ裁判所ニ於テハ其數モ亦一定セザルヘ
シ茲ニ其大略ヲ舉ゲンニ東京府下ニ於テ
ハ概テ半紙二ツ切ニ認メタル名刺二枚ヲ
要シ他府縣ニ於テハ半紙四ツ切ニ認メタ
ル名刺一枚ヲ要スルヲ通例トナスガ如シ

一十三 借テ名刺ノ認メ方ハ左ノ通り

一十三

名 刺 離 形

何年第何号

御掛何某殿

何々ニ付出頭

年号月日時

(新タニ訴フル時ハ)
只新訴ト書スベシ

住 所

身 分

姓 名

已ニ勸解ノ日時定マリタルキハ原被各其
當日ニ裁判所ニ出頭シ前ニ掲ケタル名刺
ヲ裁判所ノ受付ニ差出シ置クベシ若シ又
被告トナリテ裁判所ヨリ召喚ヲ受ケテ出

頭シタルキハ召喚狀ヲモ名刺ニ副ヘテ差
出スベシ出頭ノ上ハ訴訟口語ノ呼込ニ
應ジテ訟庭ニ入ルヘシ
訟庭ニ入りタル上原被告裁判官ノ勸解説
論ニ依リ双方爾談相整ヒ濟口トナリタル
キハ左ノ如キ書式ニ從テ其趣意ヲ認メ差
出スベシ

二十三

第何號

何郡區町村何番地

御掛某殿

身分

原告人

何 某

何々之勸解願濟口御届

何郡區町村何番地

身分

被告人 何 某

「此處ニ濟口ニ至リタル事由ヲ書スベシ例スレバ貸金
催促ナラハ請求高ノ内何圓ハ當日受取何圓ハ証文ニ直
ス等其濟口トナリタル事由ヲ書スルヲナリ」
右私共ヨリ何々ノ義勸解奉願候處御説諭ニ基キ前書ノ
通濟方相成候間此段御届申上候以上

右

年號月日

原告人

何

某

印

被告人

何

某

印

某治安裁判所長

判事補何某殿

又金錢上ノ勸解願ニテ被告人ニ於テ身代
限ヲ以テ濟方ヲナスルハ左ノ如キ書式ニ
從ヒ其事由ヲ認ムベシ

第何號

御掛リ誰殿

身代限濟方對談書

一元金何圓

一利金何圓

合金何圓

内

一金何圓 御勸解中抵當家屋公賣代受取

差引

殘金何圓 滯金

私共貸金催促之儀御勸解奉願候處御説諭ニ基キ被告人
何某儀償却方相辨候處金圓調達兼候ニ付前書滯高身代
限ヲ以テ濟方致候筈示談行届候此上右御處分被成下度
此段奉願候也

何郡區何町村番地

原告人 何ノ某 印

年号月日 何郡區何町村番地

被告人 何ノ某 印

某治安裁判所長

判事補何某殿

右ヲ裁判所へ差出スルハ區役所或ハ戸長
役場へ宛テタル封書ヲ下附サル、モノナ
リ此時左ノ如キ請書ヲ呈ス

何號 御請書

掛リ何某殿 一何區役所或ハ戸長役場へノ封書 壹通

右正ニ請取申候至急區役所へ差出可申候依テ御受書如
件

住所

年月日 姓名 印

某治安裁判所長

判事補何某殿

右ノ手續ヲナシタル上財産調べモ濟ミ身代限處分揭示後六十日間ヲ過キ財産公賣ノ上原告人ニ於テ金圓ヲ請取リタルキハ左ノ如キ書式ニ從ヒテ認メタル書面ヲ出スベシ

御請書

一金何圓

右ハ何郡區町村へ係ル貸金催促ノ未身代限ヲ以テ濟方

可仕旨原被連印ヲ以テ申上置本日財産公賣代金前書ノ

金額御下ケ渡シ相成正ニ受取申候仍テ御請書如件

住所

年號月日

原告人

姓

名

印

某治安裁判所長

判事補何某殿

若シ又被告ニ於テ原告ノ請求スル處ヲ拒ミ之ニ應セザルキハ其勸解ハ不調トナルナリ如此場合ニ於テ原告ニ於テハ裁判官ノ命ニ依リ或ハ証書ノ寫シ或ハ其請求ノ趣意書

九十三
ヲ差出シ不調籤ヲ乞ヒ請クベシ不調議ハ後
日出訴ノ時ニ於テ入用ナル者ナレハナリ
証書寫ノ認メ方ハ左ノ如シ

証書寫

何々(此處ニ証書ノ全文ヲ寫載ス)

右寫之通ニ相違無御座候

住所

年號月日

某治安裁判所長

判事補何某殿

姓名印

趣意書ノ認メ方ハ左ノ如シ

趣意書

自分方今般誰某へ掛リ何々ノ勸解出願仕候趣旨ハ左ニ
陳述可致

(此處ニ勸解出願ノ趣旨ヲ書載スベシ)
右之通ニ有之候也

住所

年號月日

原告人

何

某

印

某治安裁判所長

判事補誰某殿

十四

右ノ証書ニ不調ノ付籤ヲナシ下附サレ

ルキハ左ノ如ク認メタル受書ヲ差出スベ

不調籤御受書

何年何號 住所

御掛何某殿 身分

被告人 姓名

右之者へ相掛リ何々之儀御勸解願上候處ニ付厚ク御説被成下候得共示談不行届候ニ付其段証書寫御附紙ノ上御下ケ渡相成正ニ奉受取候依テ御請書如件

住所

年號月日 原告人 姓名 印

某區治安裁判所長
判事補何某殿

右ニ述ベタル處ハ出願ノ日ヨリ結局ニ至ルマテ故障ナク済ミタル者ナレヒ或ハ被告ノ不參シテ出庭セサル如キ事不少或ハ又假令ヒ被告トナルモ無余儀事ニテ當日召喚ニ應シ難キコトアリ或ハ示談濟口ヲナサンガ爲メニ猶豫ノ期限ヲ乞フコトアリ其他種々ノ故障生シ來ル者ナレヒ一々茲

ニ掲載シ難レバ只ダ其ノ大体ニ基キ臨機
應變之ニ當ヲレンコヲ希望スルノ事今茲
ニ其主タル者ヲ掲載セシ
原告又ハ被告人ニ於テ不參或ハ遲參セシ
トスル時ハ其趣ヲ出頭時刻前ニ願出ツベ

遅刻不參御届

番号

何郡區町村番地

御掛リ何某殿

原被告

何 某

右ハ何郡區町村番地何ノ誰ヘ掛ル(被告ナレバ「何ノ某

ヨリ掛ル」ト書ス)何々ノ件ニ付キ本日出頭當日ニ付キ
私儀例刻出頭可仕處何々(事故又ハ病氣ノ次第ヲ記ス)
テニ出頭致兼候ニ付何日何時迄御稽豫被成下度此段奉
願上候也

右

年号月日

何ノ某 印

某治安裁判所長

判事補何某殿

又無届ニ付不參シ始末書ヲ差出ス時ハ左
ノ書式ニ從フテ其旨ヲ認ムベシ

始末書

番号

住所 身分

掛何某殿

姓名

何宗

本月何年何月

右何郡區町村番地身分姓名ヨリ係ル何々之伴ニ付キ昨
幾日例刻出頭可仕之處何々ニテ(其事故ヲ書ス(無届不
忝仕候段奉恐入候
右之通り相違無之候也

右

年月日

何ノ某 印

某治安裁判所長

判事補何某殿

被告御召喚願

番号

住所 身分

掛リ何某殿

被告

姓名

右者本日御呼出(或ハ延期)當日不忝仕候ニ付明幾日本
人御呼出被下度奉願候也

何郡區町村番地

年號月日

原告人

姓名 印

又被告無届ニテ不忝シタルトキ原告人ニ
於テ召喚願ヲ差出ス書式ハ左ノ如シ(引立
願ヲ乞フ書式ハ次節ニ記シアルヲ以テ略
ス)

某治安裁判所長
判事補何某殿

又原被示談行届キ延期ヲ乞フ時ニハ左ノ
書式ニ從ヒ其旨ヲ認ムベシ

延期願

番號	住所
掛リ何某殿	原告
	住所
	被告
	姓名

右何々(其訴名ヲ記ス)御勸解奉願候處今般双方示談行
届キ候間來ル何月何日迄延期御猶預被成下度此段奉願

候也

年號月日	右	何ノ某	印
	右	何ノ某	印

某治安裁判所長
判事補何某殿

(本節ノ法理)勸解ハ只一ノ説諭ニ止マ
ルモノナレバ原被其説諭ニ從ハザレ
ハ裁判所ニ於テハ強テ從ハシムル能

ハズ只不調トシテ斥クルニ止マルモ
 不ナリ此故ニ原被始メハ裁判官ノ説
 諭ニ従ヒ濟口ヲ契約シオキナカラ後
 日ニ至リ其濟口通りニナサ、ルモ裁
 判所ハ被告ニ迫テ濟口通り執行セシ
 ムルノ權ナキ者ナリ
 (本節ノ注意)凡ソ裁判所ニ出ヅルニハ
 ズ必實印ヲ携帶スベシ是レ特ニ治安
 裁判所ノニニア、ラズ何レノ裁判所ニ

出ヅルニモ必ズ忘レサル様注意スベ
 シ
 治安裁判所ニ出ヅ勸解ヲ受クルキニ
 ハ證據物アラハ悉ク携帶スベシ提出
 シタル證書ニハ掛官ノ認印ヲ受ケオ
 クベシ
 治安裁判所ニ出ス書類ハ凡テ半紙ヲ
 以テスベシ訴訟用郵紙ヲ用ユルニ及
 バズ是レハ勸解ニ於テ然ルモノニシ

テ治安裁判所ニ於テ始審ヲ受クルルキ
ハ通常始審ノ裁判ト同シトナリ次節
始審ノ手續ノ部ニ詳カナリ就テ見ル
ベシ

勸解双方トモ必ズ本人自ラ出頭スベ
シ何ントナレバ勸解ハ固ト説諭ノ上和
解ヲ主トスル者ナレバ代人等ニテハ
事情ヲ詳カニシガタリ且ツ代人ニ於
テハ利害ノ關係并ニ道德上良心ヲ責

ムルノ感覺薄キ者ナレバ容易ニ説諭
ニ從ヒ和解シガタキノ傾向アルチ免
レサレバナリ若シ不得已ノ事アルキ
ハ其代人トシテ親戚又ハ定リタル雇
人ヲ出スベシ是レ等ハ由縁ナキ他人
ヨリ大ニ勝ル所アレバナリ

勸解事件ニ付キ係リ官番号等定リタ
ルキハ宜シク記憶シオクベシ若シ然
ラサルハ大ニ紛雜ヲ起スヲアルベ

シ又書面等ヲ差出スニハ必ズ係リ官
及ヒ番号ヲ記載スベキモノトス
召喚狀ヲ被告人ニ渡シタルキハ必ズ
受取証ヲ取り置クベシ是亦後日被告
ノ出頭セサル時之ヲ責ムルノ証憑ト
ナス可キ者ナレバナリ然レモ若シ召
喚狀ヲ原告ニ渡サズシテ裁判所ヨリ
直ニ被告ニ送附スルノ地方ニ在リテ
ハ此限リニアラス

訴訟事件ハ必ズシモ勸解ヲ經ザレバ
出訴スルヲ許サレザルニハアラズ其
事ハ前節權限ノ部ニ掲載シオケリ就
テ見ルベシ聊カ注意ノ爲メニ一言シ
置クニ備リ
第二節 始審手續
侵害セラレタル權利ヲ回復セシムル
義務者ヲ治安裁判所ニ訴ヘ勸解ヲ乞フト
イハレ義務者不當ノ陳言ヲナシ頭手トシ

テ我カ要求ヲ拒絕スルニ當リテハ權利者
 ハ亦勸解ニ依頼シテ其權利ヲ回復シ得ベ
 カラス必スヤ其他ニ救正ノ途ヲ求メサル
 ベカラズ而シテ其途タル只之ヲ治安裁判
 所若シハ始審裁判所へ訴タヘ出ヅルニ外
 ナラサルナリ而シテ治安裁判所ハ其權限
 タル甚タ狭マケレハ勸解不調トナリタル
 事件ニ付キ出訴スル者アルニ悉シ之ヲ受
 理スルヲ得ズ唯金額百圓ニ滿タザル事件ヲ

受理シテ裁判スルヲ得ルノニ始審裁判所
 ハ之ニ反シ金額百圓未滿ノ事件ヲ除キ其
 余ノ事件ヲ受理シテ裁判スルヲ得其詳
 細ナルハ載セテ裁判所權限ノ部ニ在リ如
 此治安裁判所ト始審裁判所トハ其權限ヲ
 異ニスルニ拘ハラズ勸解不調トナリタル事
 件ヲ受理シテ始テ審判ヲ爲スコトハ同一ナ
 レハ共ニ之ヲ始審ト稱シ出訴ノ時ヨリ審
 判ノ日ニ至ルマデ其手續ハ全シ相ヒ同シ

始審ノ出訴ヲナスニハ先ツ其出訴ノ趣意
 ナ相常用紙ニ認メタル訴狀正副二冊若シ
 証據物アレハ其寫二冊ニ勸解不調籤ヲ添
 ヘ名刺ト共ニ裁判所ニ呈スベシ(其書式ハ
 第三篇訴狀ノ法式ノ部ニ詳カニシテ其用
 紙ハ第四篇第壹節訴訟用罫紙ノ部ニ詳カ
 ナレバ茲ニ贅セズ)
 若シ代人ヲ以テ出訴スル時ハ前節ニ記載
 シタル委任狀寫ト代人願トヲ裁判所ニ捧

呈スベシ
 此ニ用ユル代人願ニハ區戸長ノ奥書ヲ要
 ス但シ其書式ハ前節ニ掲グル者ト異ナル
 ナシ
 但シ代人ヨリハ左ノ上申書ヲ呈スベシ

上申書

原告何ノ誰ヨリ被告何ノ誰ヘ係ル何々ノ詞訟受任ノ事
 件外ニ詞訟又ハ執行願等ニ至ル迄他ニ受任ノ事件無御
 座候
 右上申仕候也

何郡區町村何番地

年号月日

何ノ某 印

所長宛

訴狀ノ本副ニ奧書ノ上原告人ニ下ケ渡サ
レタルキハ左ノ雛形ノ如キ受取書ヲ裁判
所ニ呈スベシ而シテ訴狀ハ原告ニ於テ被
告方ヘ送達スベシ

御請書

一奧書訴狀

壹册

右ハ何區町村番地何ノ誰ヘ係リ何々ノ件出訴仕候處前
書ノ通り奧書之上御下附相成正ニ奉受取候早速被告ヘ

相渡シ受取書寫シ本日ヨリ壹週間内ニ無相違捧呈可仕
候仍而御受書如件

何區町村何番地

年號月日

何 某 印

所長宛

訴狀ヲ被告人ニ送達シタルキハ左ノ雛形
ノ如キ受取書ヲ取リ置クベシ

何年何号

一奧書訴狀

壹册

右正ニ受取申候也

年號月日

何之誰 印

何某殿

被告ニ於テハ訴狀ヲ受取タルヨリ一週間
 内ニ答書正副二通若シ証拠物アレバ其寫
 本二冊ト共ニ之ヲ裁判所ニ差出スベシ若
 シ代人ヲ用ユルコトアラハ前節ノ雛形ニ準
 ジテ之ヲ認メ裁判所ニ捧呈スベシ
 被告ニ於テ附シタル答辨書ヲ原告ニ於テ
 受取リタル上尙ホ新タニ答辨スベキ事項
 アラハ前同様ノ手續ヲ以テ辨論書ヲ出ス
 コトヲ得其後裁判所ニ於テハ日時ヲ定メ原被告兩造

對審ヲ開カル此時原被告共ニ出庭シテ充
 分ニ訴訟事件ヲ開陳シ訴狀ニ書キ盡シヌ
 事情ヲモ陳述スルコトヲ得ベシ對審終リシ
 後原被告兩造共ニ其事情ヲ書シテ亦餘蘊ナク
 陳述スヘキ事項モナク提供スヘキ證據モ
 全ク尽クルニ至ルキハ之ヲ稱シテ結審ト
 云ヒ之ヨリ裁判言渡アルベキナリ裁判言
 渡アリテ裁判狀ヲ下附サルコトハ左ノ如
 キ受書ヲ差出スベシ

御受書

壹册

何年何号

一裁判言渡書

右ハ御言渡ノ上御下附相成リ正ニ奉受取候也

右

年号月日

所長宛

原被告

何ノ

某印

以上述ベタル處ニテ大略始審手續ハ尽キ
タル如クナレモ實際ハ中々如此無滯結局
ニ至ルコトハ稀レナルモノナリ加之尙ホ手
續上必ズ爲サ、ルヲ得サルノコトモ或ル場

御召喚願

住所 身分

被告

姓名

合ニ於テ生スル事ナシモ云フ可ラザレバ
變ニ應スルノ手續ヲ之ニ示スベシ
被告タル者不參シテ召喚日ニ出廷セザル
キハ原告ニ於テハ何日ニ召喚アランコト
請フコトヲ得ベシ其認メ方ハ左ノ如シ

右ハ本日御召喚之處出庭不仕候自分繁忙之身ニテ空シ
ク時日ヲ費候テハ困難不少候ニ付キ何日何時出庭可致

様御召喚被成下度此段奉願上候也

住所 身分

年号月日

原告

姓 名 印

所長宛

被告ニ於テ不參ナルコト數々ニシテ三四回
モ召喚ニ應セサルキハ裁判所ニ請願シテ
拘引スルコトヲ得ベシ其書式ハ左ノ如シ

御引立願

住所 身分

被告 姓 名

右ハ度々御召喚相成候得共毎度不參致シ出庭不仕爲メ

ニ訴訟事件モ延滞仕リ原告ニ於テ迷惑不少候被告ニ於
テ出庭不致ハ畢竟訴訟ヲ延滞ナサシメ原告ノ權利ヲ蹂
躪スルノ心意ニ出テタル者ト推察致候ヘハ此上幾度御
召喚相成候ヒ出庭不仕ハ必然ノコト存度間何卒公力ヲ
以テ速ニ御引立被成下度此段奉願上候也

住所

年号月日

原告

何ノ 印

所長宛

被告又ハ原告ニ於テ疾病等不得已事故アリテ出庭致シ難キ時ハ其前日若クハ當日
早朝裁判所ニ申出テ猶豫願ヲ爲スベシ其

書式ハ左ノ如シ

七十六

御猶豫願

御聽何年何号件ニ付本日御召喚ノ所何々（疾病等不得已事故ヲ書スベシ）ニ付店頭難致候間來何日午前第何時迄御猶豫被成下度然ル上ハ右同日同刻必ス店頭可仕候間何卒御開濟被成下度此段奉願上也

住所

年月日

原（被）告

何ノ誰

印

所長宛

原被両造共ニ對審中ニ於テ發見シタル事故若クハ訴狀ニ洩レタル事等アラハ結審

八十六

ニ至ルマデハ何時ニテモ書面若クハ口上ニテ申立ルヲ得ベシ口上ニテ申述ベントセバ尙ホ對審ヲ開カレノヲ請願スベシ書面ニテ出スルハ之ヲ辨論書トナシテ出スベシ此等ノ書面ハ何レモ二通ヲ差出スベシ此レ等ハ文通用紙ニ認ムルモ相當用紙ニ認ムルモ呈供者ノ隨意ナリ訴訟中被告ニ於テ訴訟ノ目的タル物件ヲ破壞隱匿若クハ他ニ運出セントスル恐レ

アルルハ原告ハ其物件ノ差押ヲ裁判所ニ
請求スルヲ得ヘシ又其訴訟ノ目的タル物
件ハ被告ノ行為ニシテ若シ被告ニ依テ依
然其行為ヲ繼續スルルハ爲メニ原告ニ於
テ損失ヲ受クベキト明瞭ナル時ハ其行為
ノ停止ヲ裁判所ニ請願スルヲ得ヘシ又原
告ノ請願ナシトイヘヒ裁判所ノ意見ヲ以
テ之ヲ行フヲ得ヘシ然レヒ審理ノ末原告
ノ曲者ニ歸シタルルル被告ノ損失ヲ償ハシ

メソガ爲メニ保証金トシテ當初原告ハ被
告ノ請求又ハ裁判所ノ命令ニ從テ若干ノ
金圓ヲ裁判所ニ預ケ置カザルヲ得ズ然ラ
ズンハ通常差押ヲ請願スルルハ得サルナリ
此ノ請願ハ裁判確定ニ至ラサル間ハ何時
ニテモナスコトヲ得

第三節 控訴上告手續

第一章 控訴ノ事

第一條 凡ソ地方裁判所(即チ現今始審裁

判所)ノ初審ニ服セスシテ再ヒ上等裁判所(即現今控訴裁判所)ニ訴へ覆審ヲ求ムル者之ヲ控訴ト云フ

第二條 控訴ハ民事ニ止マリ刑事ニ及ハス

第三條 控訴ハ一タビスルヲ得再ビスルヲ得ズ

第四條 地方裁判所ニ於テ裁判ノ言渡ヲナシタルキ原告被告ノ双方又ハ一方ノ

者其裁判ニ不服ナルキハ裁判言渡シヨリ第七日マテニ(裁判言渡ノ翌日ヨリ數フ)裁判言渡ノ事理ヲ熟考シ其翌日ニ至リ控訴スルヲ得ベシ但シ訴訟ノ案件商事ニ係リ急速ニ控訴スルヲ要スルノ場合ニ於テハ七日内ト雖モ控訴スルヲ得

第五條 地方裁判所ノ裁判言渡ヨリ三ヶ月(三十日)ヲ以テ一月トス(編者曰ク現今

ハ三ヶ月ヲ改メテ二ヶ月ト定メラレタ
レハ六十日ニ内控訴セサルベカラズ）ヲ
過クルキハ控訴スルヲ許サス但シ地
方裁判所ヨリ上等裁判所ニ至ルノ距離
八里ヨリ遠キハ期限三ヶ月ノ外八里
毎ニ一日ノ猶豫ヲ與フベシ

第六條 控訴ヲナス者ハ其初審ヲ受ケタ
ル地方裁判所ニ届ゲ出ツヘシ但シ添翰
ヲ乞フニ及ハズ

第七條 前條ノ届ヲ受取リタル地方裁判
所ハ裁判言渡ノ執行ヲ停止スベシ若シ
上等裁判所ノ請求アルキハ地方裁判所
ニ於テノ訴狀答書口書裁判見込等ヲ差
出スベシ

第八條 上等裁判所ニ捧クルノ訴狀ハ訴
答文例ニ照準スヘシ

第二章 上告總則ノ事

第九條 各裁判所ノ終審ヲ不法ナリトシ

大審院ニ向テ取消ヲ求ムル者之ヲ上告ト云フ

第十條 上告スルコトヲ得ルノ事件ハ

第一 裁判所管理ノ權限ヲ越ユ

第二 聽斷ノ定規ヲ乖シ

第三 裁判法律ニ違フ

第十一條 大審院ハ上告ヲ受クルノ所ニ

シテ控訴ヲ受クルノ所ニアラス故ニ控訴スヘキノ事ヲ以テ誤テ上告スル者ア

ルモ之ヲ斥ケテ理セス

第十二條 陸海軍ノ裁判權限ヲ越ユル者

ハ之ヲ大審院ニ上告スルコトヲ得

第十三條 凡上告シタル者己ニ大審院ノ

判決ヲ經レハ更ニ訴フルコトヲ得ス

第三章 民事上告ノ事

第十四條 民事ノ上告スルコトヲ得ル者ハ

己ニ上等裁判所ニ控訴シ其審判ヲ經タル者ニ限ル

第十五條

上告ヲ爲ザント欲スル者ハ裁判言渡ヨリ二月内ニ上告狀ヲ大審院ニ捧クヘシ而シテ同時被告人ニ通知スルヲ要ス若シ原裁判所ヨリ大審ニ至ルノ距離八里ヨリ遠キ時ハ二月ノ外八里毎ニ一日ヲ増ス此定期ヲ過クレハ上告スルコトヲ許サス

上告狀中ニハ必ス左ノ事實ヲ記載スヘシ

- 第一 原告人ノ住所身分氏名
- 第二 代言人アレハ其住所身分氏名
- 第三 被告人ノ住所身分氏名
- 第四 証人又ハ引合人アレハ其住所身分氏名
- 第五 地方裁判所ニ出訴シ又ハ被告ニテ呼出サレタル年月日及ヒ裁判言渡ヲ受ケタル年月日
- 第六 上等裁判所ニ控訴シ又ハ被告

ニテ呼出サレタル年月日及ヒ

裁判言渡ヲ受ケタル年月日

上告狀ハ正本一冊副本五冊ヲ差出スベ

シ

上告狀ニハ必ス左ノ書類ヲ添ヘ差出ス

ヘシ

第一 地方裁判所ニ於テノ訴狀并ニ

答書ノ寫及ヒ裁判言渡書ノ寫

第二 上等裁判所ニ於テノ訴狀并ニ

答書ノ寫及裁判言渡書ノ寫

第三 上告狀中ニ憑據トナス書類ノ

寫ノ各書類ニ番号ヲ朱書シ編

シテ一冊トナシ又ハ葉數多ニ

付編シテ幾冊ト爲シタル者

右ノ訴狀又ハ答書及ヒ憑據ノ書類ノ寫

ヲ所持セサル者ハ原裁判所ニ出願シ裁

判所ノ簿冊ヲ訟庭ニ取下ク見座ノ目前

ニ於テ之ヲ寫シ取ルヲ得ベシ

若シ原裁判所ニ於テ書類寫取ノ出願ヲ
 許サレニ因リ上告人其寫ヲ出シ能ハ
 サル時ハ其旨ヲ上告狀中ニ記載スヘシ
 第十六條 上告者ハ其上告狀ニ添ヘテ金
 拾圓ヲ大審院ニ預クヘシ若シ其金高キ
 預ケサル時ハ上告ヲ爲スヲ得ス

第一 若シ上告ヲ取上ケサル時ハ其
 預リ金ヲ没入ス
 第二 若シ上告ヲ取リ上ケ原裁判ヲ

破毀シタルキハ預リ金ヲ還付
 ス
 第三 若シ上告ヲ取リ上ケ被告人ト
 對審シタルノ後之ヲ斥ケテ原
 裁判ヲ破毀セサル時ハ預リ金
 ヲ没入シ又訴訟入費規則ニ照
 シテ被告人ノ費用ヲ償ハシム
 被告人トハ上告者ノ相手方ヲ
 云フ

第十七條 上告ヲ爲ス者ハ原裁判所ニ届
出ツベシ原裁判所ニ於テハ書類ヲ三日
内ニ大審院ニ遞送スベシ
第十八條 上告ニ付テハ裁判ノ執行ヲ停
メス(大審院己ニ原裁判ヲ破毀スルニ至
レハ即日原裁判所ニ通報シテ大審院ニ
リ郵信ヲ發ス)執行ヲ止メ更ニ審判落着
ノ日ニ致テ前ノ執行ヲ取消シテ後ノ裁
判ヲ執行セシム可シ

但内國人ヨリ裁判外ノ人民ニ對シ又
ハ裁判外ノ人民ヨリ内國人ニ對スル
裁判ハ原裁判ノ執行ヲ停ムヘシ
第十九條 上告狀ハ原告人自ラ之ヲ捧ク
ルモ又ハ代言人ヲシテ之ヲ捧ケシムル
モ本人ノ意ニ任ス
第二十條 大審院ニ於テ判事審聽シ不當
ナル上告ナリト決スルキハ何々ノ理由
ヲ以テ上告受理セサルノ旨ヲ言渡スヘ

第二十一條

判事審聽シテ當然ノ上告ヲ
リトシ之ヲ判決スヘキ旨ヲ言渡シタル
キハ其後二日内ニ被告人呼出狀ヲ仕出
スヘシ此呼出狀ニハ上告狀ノ副本ヲ添
ユヘシ

第二十二條

被告人ハ呼出狀ヲ受取リタ
ルヨリ三十日内ニ答辨書ヲ作り自身又
ハ代言人ヨリ之ヲ大審院ニ捧クヘシ但

第二十三條

大審院ニ於テ被告人ノ答辨
被告人ノ所ヨリ大審院ニ至ルノ距離八
里ヨリ遠キ時ハ八里毎ニ一日ヲ増スヘ
シ

於テ被告人ノ答辨

書ヲ受取リシキハ院長ヨリ判事ノ中

ニ於テ一人ノ主任ヲ命シ一件書類ヲ取

纏メ遅緩ナク一件始末書ヲ作ラシメ然

ル後ニ原被對審ノ日ヲ豫定シ三日以前

ニ原被對審ノ呼出狀ヲ原被双方ニ送達

スヘシ

第二十四條 原被對審ノ節ハ判事席ニ臨

ニ最初ニ主任判事一件始末ヲ宣讀シ次

ニ原告ノ陳述次ニ被告ノ陳述次ニ原被

交互ノ論辨ヲ審聽シ而シテ後ニ原告人

上告理アリト決スルキハ何々ノ理由ヲ

以テ原裁判所ノ裁判ヲ破毀スルニ付キ更

ニ某裁判所ニ於テ裁判ヲ受クヘキ旨又

ハ大審院ニ於テ裁判スヘキ旨ヲ言渡ス

ハシ

第二十五條 若シ原告人ノ上告理ナシト

決スルキハ何々ノ理由ヲ以テ上告ヲ斥

クル旨ヲ言渡スヘシ

(本節ノ注意)控訴ヲ爲サントスル者ハ

控訴ノ届ヲ原裁判所ニ差出スコトハ第

一章第六條ニ定ムル所ナリ茲ニ其書

式ヲ掲グ

控訴御届

御廳何年第何号件云ル何月何日ヲ以テ御言渡相成候處右ハ不當之御裁判ト思考仕候間今般控訴仕候間此段御届仕候也

住所

年号月日

何之誰 印

某始審(或ハ治安)裁判所長

判事何某殿

凡ソ控訴裁判所ニ新訴スルキニハ常ニ所長ノ名宛ヲ以テスルトイヘトモ掛官ノ定マリタル後ハ必ス該官ノ名宛ニテ差出スベシ

控訴裁判所ノ判決ヲ不法若クハ不當トシ大審院ニ上告セントスル者ハ其旨ヲ原裁判所ニ届出ツベシ其書式ハ前ニ掲ゲタル控訴届ト大同小異ナレバ茲ニ贅セズ
上告ヲナスニ要スル書類ハ第二節第十五條ニ記載シタモノ、外尙ホ上告届ノ寫上告通知書ノ寫宿所届ヲモ添エテ呈スベシ其外委任ヲ受ケタル代

人ニ於テハ代人願委任狀ヲ添ヘテ差
出スハ勿論ノ事ナリトス控訴ニ於テ
ルモ亦同シ
ナデ上告知書ノ書式ハ左ノ如シ

上告知書

何裁判所何年第何号何月何日ヲ以テ御裁判相成候
處右ハ甚ダ不當(或ハ不法)之御裁判ト思考仕候間
今般大審院ニ上告仕候間此段及御通知候也

住所

年号月日

姓名 印

何某殿(相手方ノ姓名ヲ記ス)

大審院ハ事實ヲ復審スル處ニアラズ
シテ只原裁判所ニ差出シタル書類并
ニ證據物ニツキ法律ノ當否ヲ裁判ス
ル處ナレバ未ダ原裁判所ニ差出サ
ル新タナル証憑ハ之ヲ提供スルヲ許
サズ故ニ證據物等ハ悉皆原裁判所ニ
提供シ置キ其提供シタル証憑トシテ
原裁判所ノ掛官ヲ認印ヲ乞ヒ受ケホ
カサル可ラズ

第四節 出訴期限

三十九

明治六年十一月末政官第三百六十二號布告
金穀貸借ヲ始メトシ物品賣買ニ其外種々
ノ取引等ニ至ルマテ双方ノ者互ニ受取渡シ
期限ヲ定メ條約ヲ結ビ置タキルニ一方ノ者
其條約ヲ破リタル時ハ早速裁判所ニ出訴致
シ不苦候處延期ノ勘辨ヲ加ヘ出訴ヲ見合
候者モ有之是亦慈愛ノ人情ニテ尤モ入事ニ

四十九

付早速出訴致シ候トモ又ハ勘辨ヲ加ヘ候
トモ人民ノ自由ニ任セ出訴期限ノ法則不
相定候處右延期勘辨中數多ノ歲月ヲ過去
リ出訴致シ候時ハ貸方借方請人証人ノ内
死亡又ハ轉任又ハ失踪等ノ者モ有之事理
曖昧ニ立至シ裁判上不都合不少候ニ付訴
訟ノ事柄ニ因リ夫々出訴ノ期限ヲ定メ候
條來明治七年一月一日ヨリ後ニ結ビタル
條約期限ニテ右出訴期限ヲ過去ル出訴

サル者ハ自然條約ヲ取消シタル者ト看做
シ受取ル可キ者ハ受取ル可キ權利ヲ失ヒ
引渡ス可キ者ハ引渡ス可キ義務ヲ免レ候
事ト相定メ候ニ付若シ出訴致シ候トモ取
上不致候此旨布告候事

出訴期限規則

第一條

- 一 學藝ノ授業科
- 一 旅籠料

- 一 運送賃
- 一 飲食料
- 一 手附金
- 一 商人互ノ賣掛金
- 一 職人手間代金
- 一 日雇人ノ給料
- 一 請負金
- 一 芝居等ノ木戸錢又ハ棧敷錢等
- 一 男女藝者ノ揚代金

第二條

右ハ六ヶ月限

一 醫師ノ診察及藥料

一 授業師ヨリ門弟ニ給與セタル飲食料

一 商人ヨリ商人ニ非サル者ヘノ賣掛代

金

一 一ヶ年期マテノ奉公人給料

右ハ一ヶ年限

第三條

一 期限ヲ定メタル貸附米金及ヒ利息アレハ其利息

一 期限ヲ定メタル預米金及ヒ利息アレハ其利息

一 家屋及ヒ土地ノ借貸

一 小作米金

一 証據金

一 敷金

一 物品ノ借貸又ハ損料

一 養育料

一 七ヶ年期マテ奉公人給料

一 期限ナキ年金及一生涯ノ年金

右ハ五ヶ年限

第四條

一 條約証書中期限ナキ者ハ出訴ノ日チ
期限ト看做シ候故何時出訴致シ候テ
モ苦シカラサル事

第五條

一 從前取結タル條約ニテ明治六年十二
月三十一日以前ニ條約期限ノ切レタ
ル事件ハ右明治六年十二月三十一日
チ條約ノ期限ト看做スヘシ又從前取
結ヒタル條約ニテ其期限ノ明治七年
一月一日後ニ及フ事件ハ種類ニ從ヒ
出訴ノ期限チ起算致スヘキ事

百
但明治五年壬申第三百号布告第三
條ニ定メタル規則ハ格別ナリトス

明治九年四月司法省第四十四号達

裁判所或ハ裁判所支廳ニ勸解願出候者
勸解中出訴期限満期ノ者處置方左之適可
相心得此旨相達候事

第一條 勸解出願ノ者勸解中ニ出訴期限
ノ満期ニ至ル者ハ其勸解不調ノ翌日ヨ
リ満三十日迄ハ出訴期限ノ猶豫ヲ與フ
ヘシ

第二條 勸解調ハサル時右満三十日迄ニ

府縣裁判所ニ出訴ヲ爲サ、ルニ於テハ
其事件ニ付出訴スルノ權利ヲ拋棄シタ
ルト看做スヘシ

明治十一年三月十一日司法省丁第九号達
裁判執行ノ出訴期限ハ出訴期限規則第三
條ニ準據シ五ヶ年タルヘシ

(本節ノ法理)凡ソ民法上人權若シハ物
權ヲ有スルモノニシテ幾多ノ時日其
權利ヲ實行セサルキハ法律上ノ推測

依リ既ニ其權利ヲ拋棄シタル者ト
 見做スヲ經時効則チ期滿得免ト云フ
 期滿得免ノ法ハ何レノ國ノ法律ニモ
 之ヲ設ケサルハナシ本邦ノ出訴期限
 規則ハ乃チ期滿得免法ノ一斑ナリ
 (本節ノ注意)出訴期限規則ハ訴訟人ノ
 須臾モ忘ルヘカラサル法ナリ世間往
 々自己ノ利ヲ等閑ニ附シ置キ出訴期
 限將ニ盡キントスルキニ及ヒ狼狽シ

チ出訴スルモ已ニ出訴期限ヲ經過シ
 テ後如何トモ爲スヘカラサルニ至ル
 ニアリ幸ニシテ出訴期限ニハ間ニ合
 フモ多忙ノ際訴狀ヲ作ルガ爲メニ甚
 タ不完全ノ体ヲ極メ終ニ負公事トナ
 ルアリ良シ負ケサルモ「ムグリ」代言ノ
 爲メニ此危急ノ場合ニ附ケ込マレテ
 非常ニ高額ノ謝金ヲ貪ホラル、ニア
 リ故ニ此等ノ邊ニ能ク々々注意シ出

訴期限ノ盡キサル中ニ充分完全ナル
 訴狀ヲ調製シテ期限數日以前ニ出訴
 スヘシ
 凡テ出訴期限ハ其期限ノ盡シル日ノ
 午後十二時迄ヲ限リトスルコトナレバ
 尋常ノ訴ノ如ク必シモ裁判所開廷中
 ニ出訴セサルヘカラスト云フニアラ
 ズ夜中ニテモ裁判所へ出訴ルキハ之
 ヲ受理セラル、ナリ

第五節 負債者失跡後ノ訴訟

明治八年一月太政官第六號布告

民法裁判所負債者失跡後ノ訴訟ハ失跡後
 三十六ヶ月ノ時間ハ探上ケサル成例ニ有
 之候處本年三月一日ヨリ以後ハ左ノ通相
 改メ候條此旨布告候事

第一條 債主定約期限未滿内ニ負債者ノ

失跡ヲ知ル時ハ定約滿期ニ至リ直ニ裁
 判所ニ出訴可キ事

第二條

債主未タ負債者ノ失踪ヲ知ラス
定約満期將ニ盡ントスルヲ以テ裁判所
へ出訴シ裁判所ノ與書ヲ以テ負債者ニ
掛合始テ其失踪ノ事ヲ知ル時ハ右與書
訴狀ヲ再呈シ其旨届ケ出ツベキ事

第三條

前條々ノ場合裁判所ニ於テハ一
應訴狀採上ケ直ニ失踪者所管ノ戸長へ
申付失踪ノ年月日ヲ訊明シタル上債主
差出シタル證書ニ負債者何年何月何日

家出ノ未行備相分テサルニ付追テ本人
見當ルカ又ハ二十六ヶ月ノ満月後跡相
續ヲ爲スベキ者ニ掛リ此裏書證書ヲ以
テ再訴致スベキ旨ヲ記載シ訴狀下戻ス
可キ事

第四條

債主ニ於テ前條ノ裏書證書ヲ受
取置キタル上ハ本人見當リ又ハ搜索三
十六ヶ月ノ時限ハ明治五年十一月
六十二号布告出訴期限ノ限内ニハ加算

致サ、ル事

第六節 裁判執行

執行トハ裁判所ノ命令通り執行フノ謂ニ
 シテ例ヘハ金ヲ返セト裁判アレバ則チ金
 ヲ返シ家ヲ渡セト裁判アレバ則チ家ヲ渡
 大ガ如キヲ云フ而シテ執行ハ曲者自ラ之
 ヲ爲スヘキモノナリトイヘニ若シモ曲者
 ニ於テ之ヲ拒ムカ之ヲ怠ルカ其他ノ故障
 申立テ、執行セサル時ハ直者ハ裁判ノ

執行ヲ裁判所ニ求ムベシ
 直者ニ於テ裁判所ニ其執行ヲ請願スルニ
 ハ執行願書ニ通チ製シ之ニ裁判狀ノ寫及
 ヒ其裁判ノ依據シタル証據物ノ寫ヲ添エ
 之ヲ其裁判ヲ爲タル裁判所ニ呈出スベシ
 控訴裁判所ノ裁判ハ其始審ノ裁判ヲ爲シ
 タル裁判所ニ請願スヘシ
 未ダ確定セサル裁判トイヘニ曲者ニ於テ
 控訴ノ權ヲ拋算シタル時ハ之レカ執行ヲ

請求スルヲ得ヘシトイヘニ若シ曲者ニ於テ不服ヲ稱ヘ控訴届チ爲スルハ仮令ヒ曲者遂ニ控訴チナサルモ其控訴期限内ハ其執行ヲ停止セサルヲ得ズ故ニ執行願ハ其裁判ノ確定シタルキニ於テナスヲ通例ナリトス

如此控訴ニ於テハ執行ヲ停止ストイヘニ上告ニ於テハ全ク執行ヲ停止スルヲ得ズ只大審院ニ於テ原裁判ヲ破毀シタル時ノ

ニ執行ヲ停止スヘシ然レモ外國人ニ關スル裁判ノミハ其執行ヲ停止ス是レ變例ナリ其詳カナルハ載セテ第三節ニ在リ

直者ニ於テ裁判ノ執行ヲ裁判所ニ請願スレハ裁判所ハ曲者ヲ召喚シテ之ヲ命ズ可シ若シ從ハサルキハ公力ヲ用非テ之ニ從ハシムベキナリ

曲者ニ於テ執行ヲ遂ケ若クハ示變チ以テ濟方ヲ爲シタル時ハ其旨ヲ裁判所ニ届ケ

出ツベシ

三十百

裁判言渡ノ後原被示談ヲ以テ特別ニ濟口
ノ方法ヲ契約シタルキハ己ニ其裁判言渡
ヲ執行シタル者ト同シク亦裁判所ニ裁判
ノ執行ヲ請求シ得ヘカラサルナリ
裁判執行ノ期限ハ出訴期限第三條ニ依ル
ベキモノニシテ其期限ハ五ヶ年ナリトス
故ニ此期限内ニナサレバ遂ニ裁判ヲ執
行ナサシムルノ權利ヲ失フベシ

第七節 身代限

確定裁判ノ効力ニ依リテ負債ヲ辨償セザ
ル可ラサル義務アル者ニシテ到底其金員
ヲ返辨スルノ資力アルカ若シクハ資力ア
ルモ裁判ニ服從シテ金員ヲ返辨スルコトヲ
ナサレバ時ハ裁判所ハ公力ヲ以テ負債者
ニ身代限ヲナシム
負債者身代限トナリタルキハ其有スル財
産ハ悉ク抵償タルニキ者ナレバ公賣シテ

四十百

五百

負債ノ辨償ニ充テカルベレラズ但シ左ニ記載シタル者ハ抵償トシテ差押ユベカラサル物品ナリトス

一時服着替共 男女共各二通宛

一夜具 同 一通宛

一本人ノ職業ニ必要ナル物品其價格五十圓迄

尤モ本人ノ擇ム所ニ任スベシ其直段ハ貸主借主ヨリ監定ノ者(道具屋ノ類)

六百

一人宛差出シ外入札人ト共ニ入札致サセ村町役人ニ於テ総入札ヲ比較シ高札ヲ以テ其價ヲ定ムヘキヲ

一食料一ヶ月分

家族ノ多少ニ應シ一月切用ユル飯米ヲ殘シオクナリ但シ男ハ一日米ナレハ五合麥ナレハ一升雜穀ナレバ一升五合女ハ一日米ハ四合麥ハ八合雜穀ナレハ一升二合ノ割合ヲ以テ殘シオク

ナリ然レモ如此割合ヲ以テ殘シホク
 ハ只米麥雜穀ノ現在セル時ニ限ルモ
 ノニシテ公賣ノ金員中ヲ以テ購求ス
 ルノ謂ニアラサルナリ

- 一 鍋釜及ヒ炊具 各 一通
- 一 官ヨリ賜リタル勳章ノ類
- 一 若シ本人公務アルモノハ其公務ニ必
 要ナル衣冠其他ノ物品

以上掲ケタル所ハ通常人ニ關スル者ナリ

此故ニ借借ニ關スル時前ニ掲グルノ外尙
 ホ左ノ品々ハ差押ユベカラサルナリ

- 一 建物
- 一 法用ニ必用ナル箇處
- 一 但本堂ニ建添候トモ榮耀ニ属スル
 箇處ハ此限ニアラズ
- 一 寄附帳ニ記載スル部分
- 一 什物帳ニ區別シテ記載スル古來傳承
 ノ寶物並法用ニ必要ナル部分

法 寺主並所化及尼共各一通宛

九十百

右ニ示シタル如ク僧侶ハ一種特別ニ抵償
スベカラサル物品ヲ有ス而シテ其抵償ス
ベカラサル物品ノ區域ハ文字上ニ於テハ
紛雜ナキカ如クナレニ實際其區域甚漠然
タルヲ免レザルガ故ニ左ノ規則ニ因リテ
豫メ之ヲ定メオカサルベカラス

一 寄附帳ニハ何年何月何誰寄附ノ田園
反別建造物坪數諸器物ノ質分ニ至ル

マテ詳細ニ記載スベシ

一 什物帳ニハ法用ニ必要ノ分並ニ寺寶
ヲ區別シ記載スベシ

一 右二帳二部ツ、相綴リ檀家法類共兩
人以上并ニ其地ノ戶長檢査ノ上各姓
名ヲ署シ之レニ調印シ一部ハ戶長役
場ニ藏シ一部ハ其寺院ニ藏シ置クベ
シ

十二百

已ニ抵償トスベカラサル物品ノ制限ヲ説

キ了レリ是ヨリ身代限リ處分ノ手續ヲ説
カン
裁判所ニ於テ身代限處分ヲ命スルハ別ニ
言渡ヲナスヲ要セズ直ニ區戸長役場ニ照
會シ原告立會ノ上負債者ノ財産取調ニ
着手スベシ而シテ取調終リタルハ其財
産封管ノ手續ヲナシ負債者ヲシテ之ヲ隨
意ニ處置セシムルヲ許サズ
右ノ如ク處分シタルハ其處分ノ次第ヲ

書シテ裁判所ノ門前并ニ身代限人ノ門戸
ニ六十日間揭示スルナリ指示案ハ左ノ如
シ

何町村

何之誰

右ノ者儀何町村何ノ誰ヨリ何々其事目
ヲ揭シ出訴ニ及ヒ吟味ノ上身代限申付
ルニ付若シ何ノ誰ニ係リ金穀其他諸取
引ノ訴有之者ハ當何日ヨリ來ル何月何

日迄日數六十日內ニ當裁判所へ訴出ツ
〜シ右日限過去訴出ルニ於テハ此度身
代分散金ノ分配ニハ不差加者也
如此揭示サレタル編ハ此身代限者ニ對シ
債主權ヲ有スル者ハ右期限內ニ配當加入
ノ訴ヲナスベシ配當加入ノ訴トハ
債主ニ於テ自己ノ債主權ヲ有スル金額ニ
相當スル配分金ヲ身代限者財產公賣金ノ
中ニテ受取ラントテ請求スルノ訴ヲ云フ

ナリ

六十日間已ニ滿ヤテ財產ヲ公賣シ其金圓
ヲ配當スルニ當リ先取特權アル者ハ他債
主ニ先タテ自己ノ債主權ヲ有スル金額ヲ
引去ルヲ得ベシ而シテ等シク先取特權
ヲ有スルモノトイヘ其間亦甲乙ナキヲ
得ズ今其順序ヲ記サンコ左ノ如シ

第一 租稅

但シ特別ニ財產ヲ指定シテ

附加セサル地方税徴収ハ土地家屋ヲ除キ其他ノ財産ニ對シテノミ先取特權アリ

第二 裁判費用

第三 公証ヲ經タル抵當アル貸金

但シ其抵當品ヲ公賣シタル代金ノミニ對シテ先取權アリ

第四 通常ノ貸金并ニ損害

第一、第二、第三ハ各特權アルモノナリ第四

ハ一般ノ配當法ナレバ此中ニ入ルベキ者ニハ非ザレト暫ク其順序ニ從ヒテ之ヲ記セシノミ

公賣代金ヲ以テ負債ノ全額ヲ償却スルニ余リアラバ身代限ノ處分ヲ免ル、ニ至ルハ固ヨリナレト若シ公賣代金ハ負債ノ全額ヲ償フニ足ラズシテ尙ホ幾分ノ義務ヲ負フトハ證文ニ裏書ヲナシ假令ヒ子々孫々ニ至ルマデモ身代持直ホシ次第債主ニ

償却ノ義務ヲ尽スベキヲ命ズベシ其身
代限者ニ於テ其所有物ノ内他人へ貸付置キ
タル金穀ノ證文之レアルハ左ノ規則ニ
從フテ處分スベキモノトス

第一條 各裁判所ニ於テ身代限ノ處分ヲ
爲スニ當リ身代限ニ遭フ者ノ物件ノ内
ニ身代限ニ遭フモノヨリ他人へ貸付オ
キタル金穀ノ證文有之ハ其證文ノ定
約期限ノ滿未滿ヲ論セス證文ニ記名シ

タル負債主ニリ証文面ノ通り可受旨身
代限ニ遭フ者ノ債主へ申渡シ別紙雛形
ニ習ヒ証文ニ裏書ヲナシ其債主ニ相渡
スベキヲ

第二條 前條ノ場合ニ於テ債主ソノ證文
ヲ受取ルヲ好マサルハソノ證文ハ身
代限ニ遭タル者ニ所持致サセ置クベキ
但シ定約滿期ノ證文ニテ負債主ノ家産

些少ナルモ身代限ニ遭フ者ノ債主ニ於テ負債主ノ身代限ヲ次ノ現今ノ割賦ヲ請度旨申立ルニ於テハ望ノ通り處分スヘキ事

第三條 債主數名ニシテ身代限ニ遭フ者ヨリ他人へ貸付置タル金穀ノ証文一通又數通ナルモハ數名ノ債主ニ入札致サセ落札ノ金員ヲ以テ其落札シタル債主ト其他ノ債主トへ金高ニ應シテ配當

シツノ落札ノ証文ニハ一通毎ニ第一條ノ方法ニ依リ處分スヘキヲ但シ數名ノ債主尽ク入札ヲ不好トキハ第二條ノ處分ニ及フヘキヲ

第四條 証文ヲ落札シタル債主証文ニ記文ニ記名シタル負債主ヨリ金ヲ受取リタル時ハ其金員中ヨリ已レノ受取ルヘキ金高ト之ヲ受取ルニ付テノ諸入費ノ金高トヲ引去リ其余金ハ証文ニ記載シ

アル債主ニ返シ而シテ計算ヲナシタル
 明細勘定書ト餘金ヲ返シタル受取書ト
 ナ以テ裁判所ニ届ケ出ツベキト
 第五條 若シ證文ヲ落札シタル債主證文
 ニ記名シタル負債主ヨリ金ヲ受取ラン
 トスルニ證文ニ記名シタル負債主モ又
 身代限リニ遭ヒテ證文ニ記ルシタル金
 員ノ全部又ハ幾部ヲ返シ能ハサルキハ
 證文ニ記名シタル負債主ヨリノ證文ヲ

落札シタル債主ニ對シ右ノ部分金員ヲ
 身代持直次第返濟スヘキ旨ノ證文ノ裏
 書ヲ裁判所ヨリ受取ルヲ得ヘキト
 但此時裝ニ身代限ニ遭ヒタル者ノ裏
 書證文ヲ持出スベシ裁判所ニ於テハ
 之ニ金員ノ差引ヲ記載シ二通ノ證書
 ナ一綴ニシテ下附スベシ
 第六條 證文ヲ落札シタル債主證人ニ記
 名シタル負債主ヨリ金ヲ受取ルベキ期

限ニ至ラザル時証文ニ記載シタル債主
即チ義ニ身代限ニ遭ヒシ人己ニ身代持
直シタルトキハ直ニ其人ニ對シ再ヒ金
穀ノ返濟ヲ請求スルヲ得ヘキコト

証文裏書雛形

表書ノ貸主何ノ誰義年号月日身代限申
付候ニ付此証文ハ(入札ヲ以テ渡スルハ
此間ニ入札ヲ以テノ五字ヲ書キ加フベ
シ)某府縣管下其國其郡某町某村何ノ誰

相渡シ候條此證書ノ金額ハ右何ノ誰
ノ濟口致候上其段當裁判所へ可届出事
年号月日 某裁判所印
負債主身代限ニ逢フタルキハ債主タル者
ハ定約期限内トイヘテ訴へ出ヅルヲ得ベ
シ其規則ヲ左ニ掲ゲ
第二條 貸金穀又ハ義務ヲ得ヘキ者定約
期限未滿内ニハ訴出ルコトヲ許サ、ル規
則ヲシテ其負債者又ハ義務ヲ行フヘキ

若右期限未滿ニ身代限ニ遇フ時ハ訴出
ルヲ得
第二條 定約期限未滿内ニ訴出ル者ハ滿
期後訴出ル者ト同一ノ權利ヲ有シ身代
限財産糶賣金ノ配分ヲ受ルヲ得ヘシ
第三條 請人証人等連印ニテ本人返濟相
滞ルニ於テハ引受返濟可致ノ明文有之
證書ヲ取置キタル者ハ本人身代限財産
糶米金ノ配分ヲ受ケ尙ホ不足アラハ滿

期ノ時ニ至リ請人証人ニ係リ之ヲ訴フ
ルヲ得ヘシ
第四條 身代限ニ遇フ者期限未滿内ノ者
ニハ滿期ノ時ニ至リ返濟セント欲スル
ハ別段請人ヲ立テ請人ヨリ動不動産
ヲ引當テ又ハ質物トナシ違變ナキヲ證
トシテ原告人ノ承諾ヲ求ムルヲ必要ト
ス
第五條 附籍者滿期ヲ保スル爲メ改メテ

請人ヲ立テ請人ヨリ動不動産ヲ引當又ハ質物ト爲シ違變ナキヲ證明シテ原告人之ヲ承諾スルモ其原告人ハ此回ノ身代限財産糶賣金ノ配分ヲ求ムルヲ得ヘカラズ

第六條 定約期限未滿内ノ債主ハ身代限ニ遇フ負債主ニ對シ期限未滿内ニ訴フルモ滿期後ニ至リ訴フルモ其者ノ情願ニ任スト雖モ身代限ニ遇フ者ノ動不動

産ヲ引當又ハ質物ニ取置キタル債主ハ右動不動産ヲ身代限ノ糶賣ヲ爲スニ付已ノ請取ヘキ金高ヲ求ムルヲ得ヘキノミニテ糶賣ヲ爲ストチ拒ムヲ得ヘカラズ

第七條 動不動産ヲ引當テ又ハ質物ニ取リタル者ハ其財産糶賣金ノ内ニテ金高又ハ利息アレハ利足ト共ニ其定約ノ證書ニ據リ處分ノ時迄ノ金高ヲ算計シ請

取へキノ請求ヲ爲シ裁判所ニ於テハ糶
 賣金配分ノ規則ニ從ヒ引當又ハ質物ヲ
 取置タル者ニ配分スヘキ金高ヲ引渡ス
 第八條 引當又ハ質物ヲ取置カサル金高
 ノ債主定約期限未滿内ニ訴出ルルキハ元
 金高又ハ利息及レハ利足ト共ニ定約ノ証
 書ニ據リ處分ノ時迄ノ金高ヲ算計シ請
 取へキノ請求ヲ爲シ裁判所ニ於テハ糶賣

金分配ノ規則ニ從ヒ處分ヲ爲スヘシ
 第三編 訴狀ノ法式
 前章ニ於テハ各裁判所ノ種類構成及ヒ
 訴訟ノ手續等ヲ記シタレハ本章ハ訴訟
 ヲ作ル法式ヲ記スヘシ蓋シ之ヲ兵法ニ
 譬ヘンニ前章ハ猶ホ操練ノ術ノ如ク本
 章以下ハ猶ホ器械彈藥ノ製法ノ如シニ
 者相ヒ待テ始メテ其用ヲ爲スヘシ
 訴答文例ハ原被共ニ訴狀ヲ作ル法式ヲ

記載シタル者ニシテ明治六年七月十七日太政官第二百四十七号布告ヲ以テ定メラレタリ今之ヲ悉ク記載セント欲スレハ紙數ニ限アルヲ以テ緊要必須ナラサル條ハ之ヲ略ス

訴答文例

第一節 原告人ノ訴狀

第一章 原告人ヨリ被告人ノ住所

身分ノ書付ヲ取ル事

第一條 訴訟ヲ爲サントスル原告人ハ其

管轄ノ村町役所ノ添印ヲ以テ被告人ノ現

住管轄ノ村町役場ニ至リ被告人ノ身分ノ

書付ヲ取タル後復訴狀作ル可シ若シ住

所氏名身分明瞭ナラハ其書付ヲ取ルニ

及ハス

住所トハ某縣管下某國某郡某村町住居又

ハ寄留ト記ス

身分トハ官名役名華族士族神職僧尼百

姓何職何商賈何渡世ト記スノ類
若シ一戸ノ本主ニ非スシテ子弟又ハ厄
介ノ類ハ某ノ子弟又ハ某ノ子弟ト記ス
可シ

第二條 原告人被告人ト管轄ヲ異ニシ道
路隔絶ナラハ原告人我管轄ノ野村役場ニ
願ヒ役場ノ交通ヲ以テ被告人ノ氏名住
所身分ノ書付ヲ取ルモ亦妨ケ無シト
ス但シ役場交通ノ入費ハ原告人ヨリ償

第二章 代書人ヲ用フ事(編者曰
シ此章三四五條ハ明治七
年第七十五号布告及ヒ八
年十三号布告ヲ以テ消滅
ス)

第三章 訴狀ノ定則ノ事
第六條 訴狀ヲ作ルニハ左ノ定則ニ循フ

第一 訴狀ハ簡明確實ニシテ憑據ト爲
ス可キ事件ヲ掲ケ文飾冗長ナラサル
トニ注意シ自己ノ想像ヲ以テ踪跡ナ
キ事件ヲ述フルヲ得ス

第二 一切ノ訴狀ハ首ニ原被告人ノ氏
名ヲ記シ住所身分ヲ肩書ニシ其
末ニ年月日ヲ記シ原告人署名捺
印スベシ第一号ヲ見但シ外國人
ノ爲ニハ第一章但書ヲ見ルベシ

第三 訴狀ノ末ニ署スル氏名ハ其本人
自署スベシ若シ自署スルヲ能ハサル
時ハ其旨ヲ氏名ノ肩ニ記スベシ

第四 訴狀ハ十六行ニシテ一行十五字
詰ニ認メ正副ニ通テ具ス可シ但外國
人ノ訴狀ハ銘々英佛語ヲ以テ認ルヲ
得ベシ其日本翻譯ハ裁判所ニ於テ
正副ニ通テ認メ其手数料ヲ取立ツベ
シ

第五 被告人ノ住所呼出ヲ受クベキ裁
判所ノ八里ノ距離外ニ在ル時ハ其里
數ヲ被告人ノ氏名ノ左側ニ記載スベ
シ若シ八里以内ナル時ハ其里數ヲ記
載スルニ及ハス

第四章 訴狀ノ書式ノ事

第七條 貸附米金等淹滞ノ訴狀

貸附米金等淹滞ノ訴狀ハ住所氏名ノ次
ニ米金元利ノ計算ト渡シタル年月日ト

チ標記シ次ニ証書ノ全文ヲ寫載シ次ニ
期ヲ過キテ返濟セサル事情ヲ書スベシ
附錄第二号ヲ見合ス可シ田島夫貸渡シタル小作米
金又ハ物品ノ損料金又ハ諸種ノ立替金
又ハ召抱人等ノ引負又ハ職人等ノ前貸
米金又ハ貸地貸家等引取ラントスルノ
訴狀モ亦本條ニ照ス可シ
但以下十九條迄原告外國人ナルキハ
其訴訟ノ趣意并願意ヲ簡明ニ記載ス

ハシ

第八條 預ケ米金淹滞ノ訴狀

預ケ米金淹滞ノ訴狀モ住所氏名ノ次ニ
米金ノ員數ト預ケタル年月日トヲ標記
シ次ニ其証書ノ全文ヲ寫載シ次ニ違約
シテ返濟セサル事情ヲ書ス可シ
借地等ノ敷金又ハ妻及ヒ養子女等ノ持
參金又ハ實家若クハ親族等ノ仕送り金
ヲ受取ントスルノ訴狀モ亦本條ニ照ス

可シ

第九條 賣掛代金淹滞ノ訴狀

賣掛代金淹滞ノ訴狀モ住所氏名ノ次ニ
金高ヲ標記シ次ニ其帳面總計ノ高ヲ出
シ次ニ違約淹滞シタル事情ヲ書ス可シ

附錄第三號ヲ
見合スヘシ

第十條 手附金賣買違約ノ訴狀

諸物品ヲ買ヒ手附金ヲ渡シテ定期限内
ニ殘金ヲ渡サントスル時ニ至リ被告入

第十一條 受負料淹滞ノ訴狀

違約シテ諸物品ヲ渡サ、ルノ訴狀モ住所氏名ノ次ニ買付タル物品ノ總高次ニ手附金ヲ渡シタル年月日及ヒ殘金ヲ渡シ物品ヲ受取可キ約定期限ノ年月日ヲ標記シ次ニ約定書ノ全文ヲ寫載シ次ニ違約ノ事情ヲ書ス可シ（附錄第五號ヲ見合ス）

諸職業受負淹滞ノ訴狀モ住所氏名ノ次ニ受負ヒタル年月日ト受負ノ金高ト既

第十二條 奉公人違約ノ訴狀

ニ受取リタル金數ト未タ受取ヲサル金數トヲ標記シ次ニ約定書ノ全文ヲ寫載シ次ニ違約ノ事情ヲ書ス可シ

奉公人ニ年期ヲ約シ前金ヲ渡シ其期未滿内ニ其家ヲ出テ還ヲサル者ヲ取返カシトスルノ訴狀モ住所氏名ノ次ニ抱入レタル年月日ト約定ノ年期ト前渡シノ金數トヲ標記シ次ニ其証書ノ全文ヲ記

載シ次ニ違約ノ事情ヲ書ス可シ
職業傳習ノ弟子職業鍊熟ノ後ハ禮奉公
ノ年期ヲ約シ年期未滿内ニ其家ヲ出テ
還ラサル者ヲ取戻サントスルノ訴狀モ
亦本條ニ照ス可シ
奉公人又ハ弟子奉公ノ者等其主人師匠
ヨリ受取ル可キ給米金淹滯ノ訴狀モ又
本條ニ照ス可シ

第十三條 專賣免許ヲ犯シタルノ訴狀

專賣ノ免許ヲ得タル者ヨリ他ノ模倣密
賣スル者ヲ差留メントスルノ訴狀モ住
所氏名ノ次ニ專賣免許ヲ得タル年月日ト
免許ヲ受タル役所ノ名ト專賣免許ノ年
限トヲ標記シ次ニ免許ノ証印又ハ証書
ヲ寫載シ次ニ密賣ノ事情ヲ書ス可シ
(第二項略ス)

第十四條 商社中取引ノ訴狀
商社中甲ノ商人ヨリ乙ノ商人ニ對シ各

種ノ取引ノ米金又ハ物品ノ類ニテ乗合
商賣ト稱スル者モ証書確實ナル者ハ之
ヲ訴ルコトヲ得ベシ其訴狀ハ取引ノ模様
ニ付キ各種ノ本條ニ照スヘシ(第二項略
ス)

第十五條 夫妻離別ノ訴狀

夫妻離別ノ訴狀モ住所氏名ノ次ニ夫妻
ノ氏名生年及ヒ婚姻ノ年月日ヲ標記シ
次ニ其戸長役場へ届置キタル戸籍人別

ヲ寫載シ次ニ離姻ヲ爲スヘキ理由ヲ書
ス可シ

原告人夫ナレハ其父母若シ父母在ラサ
レハ祖父母祖父母アラザレハ同等ノ親
同等ノ親在ラサレバ卑族ノ親卑族ノ親
アラサレハ近隣又ハ朋友ノ内二人以上
ノ奥書連印ヲ爲ス可シ(附録第六号ヲ
見合スベシ)
原告人妻ナルモ前條ニ照シテ其父母親
族等ヨリ訴フベシ若シ事危急ニ出テ親

族等ニ告ルニ暇ナキ時ハ自ラ訴フ事ヲ
得可シ

第十六條 養子女離別ノ訴狀

養子女ヲ離別スルノ訴狀モ住所氏名ノ
次ニ養父母及ヒ養子女ノ生年ト其養子
女ト爲シタル年月日ヲ標記シ次ニ原被
双方ノ戶籍人別ヲ寫載シ次ニ離別ス可
キ理由ヲ書シ原告人親族在ラサレハ近
隣又ハ朋友ノ内二人以上ノ與書連印ヲ

爲スベシ

本生文母ヨリ養子女ヲ取戻サントスル
ノ訴狀モ本條ニ照ス可シ(以下略ス)

第十七條 家督相續ノ訴狀

家督相續ヲ爭フ訴狀モ住所氏名ノ次ニ
亡父母ハ死亡ノ年月日生父母ハ其生年
ト原被告生年トヲ標記シ次ニ其原被雙
方ノ戶籍人別ト讓渡遺狀等ノ証書アレ
ハ其全文ヲ寫載シ次ニ自己相續スヘキ條

理ト被告入相續ス可キ條理ナキヲ書
ス可シ（附錄第六号ヲ見合スヘシ）

第十八條 田畠山林等賣買違約ノ訴狀

田畠山林屋敷建家等ヲ買ヒ之ヲ受取ラ
ントスルノ訴狀及ヒ貸地貸家ヲ取戻サ
ントスルノ訴狀モ第十條ノ第一項ニ照
ス可シ田畑山林屋敷建家等ヲ賣リ之ヲ
引渡シテ其代價ヲ受取ラントスルノ訴
狀モ第十條ノ第二項ニ照ス可シ

第十九條 經界ヲ爭フノ訴狀

國郡鄉村山川田宅等ノ分界ヲ爭フ訴狀
モ住所氏名ノ次ニ其舊記繪圖ノ枚數ヲ
標記シ次ニ被告人ノ非理ヲ書ス可シ
舊記繪圖ノ寫ハ別冊ト爲シ目錄ヲ附シ
各番号ヲ朱書ス可シ
繪圖ハ色ヲ以テ區別シ原告ノ區域ハ淺
紅色ヲ用ヒ被告ノ區域ハ黃色ヲ用ヒ等
ノ所ノ區域ハ著色ヲ用ヒス其他ノ經界

ハ別色ヲ用ユ可シ〔附録第七号ヲ〕但シ第七條但書ヲ見ル可シ

第二十條 控告ノ訴狀

原被告人豫審又ハ終審ノ裁判言渡ヲ受ケ其裁決ニ服セスシテ之ヲ上等ノ裁判所ニ控告セントスルノ訴狀ハ住所氏名ノ次ニ訴訟ノ題目ト其年月日ト訟廷ニ臨ミタル裁判役ノ氏名ヲ知ルヲ得ヘキニ於テハ之ヲ記載シ次ニ其裁判言渡書

ノ寫ト裁決ニ服セサルノ旨趣トヲ書シ且ツ前訴狀ノ寫ヲ別冊ト爲シ訴出可シ

第五章 一冊ノ訴狀ハ一事件ニ止

ル可キ事

第二十一條 原被告人共人員多少ニ拘ラズ訴狀ハ一事ヲ一冊ニ書スルニ限ル可シ又原告人一名ニシテ同時ニ數件ヲ訴フルモ訴狀ヲ各冊ニ作ル可シ

第六章 一冊ノ訴狀ニシテ二件以

上ヲ合スヲ得ル事

三十六百

第二十二條 貸借二事以上ニシテ原被告
人共別人ニ非レハ一冊訴狀ニシテ二件
以上ヲ合スヲ得可シ

第七章 原告人連名ノ訴狀ノ事

第二十三條 債主連名ノ證文ヲ以テ米金
等ヲ貸付タル訴狀ハ連名ヲ以テ訟フ可
シ若シ債主連名ノ三人ナルチ一人ニシ
テ訴フル時ハ他ノ二人ヨリ依頼ノ證書

ヲ以テ訴フヘシ〔附錄第八号ヲ見合スヘシ〕

第二十四條 債主二人以上ニシテ管轄チ
異ニスル者アラハ甲ノ管轄ニ訴フルモ
乙ノ管轄ニ訴フルモ其便宜ニ從フ可シ

第八章 連名ノ被告人ヲ訴フル事

第二十五條 負債主連名ノ借用證書ヲ以
テ貸渡シタル米金等ノ訴狀ハ連名ノ人
數ヲ尽ク相手取ル可シ

四十六百

第二十六條 負債主連名中若シ失踪死亡

等ニテ相續人ナキ者アラハ連名ノ末ニ
其人名ヲ記シ年月日失踪死亡等ノ事ヲ
其者ノ管轄戸長某ヨリ承ルト記載ス可

シ(附録第九号ヲ見合スベシ)

第二十七條 負債主ノ連名中管轄ヲ異ニ

スル者アラハ甲ノ管轄ニ於テ審判スル

ヲ願フモ乙ノ管轄ニ於テスルヲ願フモ

原告人ノ情願ニ任ス可シ

第九章 讓證文ヲ以テ訴フル事(編

第十章

代言人ノ事編者曰ク此章

第三十條三十一條第三十

二條ハ明治九年第十八号

者曰ク此章第二十八條及

二十九條本文ハ明治九年

第九十九号布告ヲ以テ消

滅ス但シ二十九條但書ノ

ミ存ス(注意ノ項ヲ見ルヘ

シ)

布告ヲ以テ消滅ス

第二卷 被告ノ答書

第一章 答書ノ定則ノ事

第三十三條 答書ヲ作ルニハ左ノ定則ニ

從フヘシ

第一 被告ノ裁判所ノ呼出狀ト共ニ原告ノ訴狀ヲ受取ル時原告ノ陳述スル所條理アラハ速ニ熟議シ原告人之ヲ評諾セハ解訟ヲ請フ事ヲ得ベシ其場合

ニ於テハ熟議解訟ノ答書ヲ作り之ヲ裁判所ニ呈スヘシ第四十七條及第四十八條ヲ見合スベシ
第二 原告ノ述ル所非理不實ニシテ辨解スヘキ確証アラハ其書類ノ全文ヲ寫載シ次ニ非理不實ノ事ヲ書スヘシ
第三 答書ノ首ニ被告ノ氏名ヲ記シ住所身分ヲ肩書ニシ答書ノ末ニ年月日ヲ記シ署名捺印スヘシ附錄第十三号
第四 答書ノ末ニ署名スル氏名ハ其本人

ノ自筆ヲ用ユ可シ若シ本人自署スルコ
能ハサルキハ其旨ヲ氏名ノ肩ニ記ス可
シ

第五、答書ハ十六行ニシテ十五字詰ニ
認メ正副二通ヲ具ス可シ

第二章 代書人ヲ用ユル事(編者曰

ク此章第三十四條ハ明治
七年第七十五号布告ヲ以
テ消滅ス)

第三章 代言人ノ事(編者曰ク此章

モ亦タ前卷第十章ト同ク
消滅ス)

第四章 原告人ノ返リ証文ヲ所有

シタル答書ノ事

第三十八條 負債主米金等ヲ返濟スルニ

債主原ノ証書ヲ還附セサルヲ以テ二重
ノ催促ヲナス訴訟ハ被告人其答書ニ返
リ証文(返リ証文ハ債主ヨリ原ノ証書ヲ
還附セスシテ其米金受取ノ証書ヲ

ヲ交附スルヲ寫載シ次ニ原告人二重ノ催
ルヲ云フ旨ヲ書ス可シ

第三十九條 (略)

第五章 原告人ヨリ返濟延期ノ約

ヲ破リタル答書ノ事

第四十條 借用ノ米金等ヲ返濟ス可キ期
限ニ至リ負債主ヨリ債主ニ熟議シテ返
濟延期ノ約ヲ結ヒ其証書ニ押印ヲ爲シ
タル債主ヨリ其約ヲ破リ本證文ニ據

リ訴ヘタル答書ハ對談一冊對談一冊ト
ノ證書アルヲ記シ次ニ其證書ノ全文
ヲ寫載シ次ニ原告人ノ約ヲ破リタル
ヲ書スベシ

第四十一條 (略)

第六章 原告人證書ヲ偽造シタル

答書ノ事

第四十二條 被告ノ證書ヲ原告人偽造
シタル答書ハ其偽造ヲ證スル爲ニ管轄

町ノ役場ニ届ケ置キタル年月日ノ人別
帳ノ寫ヲ記載シ次ニ此人別帳ノ印ト證
書ノ印ト相違シタル旨ヲ書ス可シ

第七章 經界ヲ爭フ答書ノ事

第四十三條 國郡鄉村山川田宅等ノ分界
ヲ爭フ答書ノ方法ハ第十九條ヲ照スヘ
シ

第八章 既ニ訴ヘラレタル事件ニ

未タ訴ヘサル事件ヲ接續

スル事

第四十四條 負債主米金ヲ返濟スヘキ期
限ヲ過キテ返濟セサルヲ訴ヘラレタルニ
別ニ其債主ヨリ請取ルヘキ米金アリテ
其請取ル可キ期限モ亦タ過キ未タ訴ヘ
スト雖モ双方均シ返濟ノ約期ヲ破リタ
ルヲ以テ兩件ヲ接續シ差引ノ計算ヲ爲
サントスル答書ハ負債主ヨリ其別ニ請
ルベキ米金ノ證書ヲ寫載シ次ニ差引計

算ヲ爲スノ旨ヲ書ス可シ

第四十五條 (略)

第九章 對決前熟議解訟ヲ爲シタ

ル答書ノ事

第四十六條 被告人訴狀ニ對シ辨解スル

不能ハサル者ハ速ニ原告人ト熟議シ對

決前ニ解訟ヲ爲シタル答書ハ原告人承

諾ノ與書連印ヲ爲サシム可シ附錄第十

合
ベ
シ
ス

第四十七條 前條ノ場合ニテ貸借淹滞ノ

訴ニ起ル解訟ノ答書ハ償ノ既濟又ハ未

濟ト雖モ更ニ延期ノ約ヲ結ヒタル等ハ

前條ニ照ス可シ各種違約ノ訴訟ハ原被

雙方ノ熟和ニ至リ又ハ更ニ改定ノ條約

ヲ立タル等モ亦前條ニ照ス可シ

第十章 對決前返濟延期ノ約ヲ爲

シタル答書ノ事

第四十八條 原被告人對決審判前ニ被告人

ヨリ負債ヲ返濟スルノ延期ヲ請ヒ原告
人之ヲ承諾シ其審判ヲ仰カス延期ノ日
ニ至リ完ク返濟スルノ後解訟ノ證書ヲ
呈セントスル者ハ其答書ニ延期ノ旨趣
ヲ書シテ原告人承諾ノ奥書連印ヲ爲サ
シムヘシ附錄第十五號

第十一章 對決前親戚又ハ朋友ヨ
リ代償ノ延期ヲ約シテ解
訟ヲ爲シタル答書ノ事

第四十九條 原被告人對決審判前ニ被告人
ノ親族又ハ朋友ヨリ被告人ノ負債ヲ延
期代償センコトヲ請ヒ原告人之ヲ承諾セ
ハ熟議解訟ノ答書ニ其延期代償ノ旨趣
ヲ書シ代償人及原告人ノ奥書連印ヲ爲
サシムベシ附錄第十六號

第十二章 對決前親族又ハ朋友ヨ
リ代償延期ノ約定ヲ爲シ
タル答書ノ事

第五十條

原被告人對決審判前ニ被告人ノ親族又ハ朋友ヨリ被告人ノ負債ヲ延期代償セシムルヲ請ヒ原告之ヲ承諾シテ其審判ヲ仰カス延期ノ日ニ至リ全ク返濟スルノ後解訟ノ證書ヲ呈セントスル者ハ其答書ニ延期代償ノ旨趣ヲ書シ代償人及ヒ原告人ノ與書連印ヲ爲サシム可シ(附錄第十七號)

(法理)凡ソ訴訟ハ人民ノ權利義務ニ關

スル緊要ノ事柄ナレバ之ヲ審理スルニハ擲重ニモ擲重ヲ加ヘサルベカラズ又々之ニ幾多ノ時日ヲ費シテ原被告双方ノ不利損害ヲ醸スベカラズ而シテ裁判官ヲシテ此二事ヲ務メシムルニハ訴狀ノ法式ヲ嚴正ニシ一目シテ審判シ易カラシムルヲ要ス是レ訴答文例ノ因テ起ル所以ナリ

(注意)訴訟ノ文体ハ簡明確實ナルヘキ

ハ固ヨリノナレハ第一ニ注意スヘキハ證據物件ノナリ原來訴訟ノ勝敗ハ一ニ證據ノ確實ナルト否トニ由ルモノナレハ些細ノ證據タリモ苟モ我が理論ヲ表明スルニ足ルモノハ洩サス之ヲ記入スヘシ又タ我レニ利アル證據物ニテモ却テ被告ノ利トナルトモアレバ是等ノ證據ハ能ク々々注意シテ取捨ヲ爲スベシ總テ原告ノ訴

狀ハドコマデモ自己ノ權利アルト及ヒ被告ノ權利ナキト等ヲ極論布敷スルモ可ナレハ被告ノ答書ハ成ルヘシ原告ノ立論ニ對シテ答議駁説スルニ止マリ敢テ其他ヲ論セサルヲ可トス訴答文例中訴狀ヲ作ル法式ニ直接ノ關係ナキ條項ハ之ヲ略シタレハ今茲ニ注意ノ爲メニ其要旨ヲ畧記セシニ諸商工ノ株式ト稱スル者ハ固ヨリ